

○財務省告示第二百五十九号

国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项及び政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一项の規定に基き、平成二十八年八月二十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第六百二十七回）

二 発行の根拠 特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

の法律及びそ 第一条、第二十六条、第三十四条、第七

三 振替法の適 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）及び価格競争入札と同時に行為れる入札

五

募方

入札競争  
価格競争  
入札競争  
価格競争  
入札競争

各申込みのうち応募額を価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。特別参加者ごとの応募  
限度額市場特別参加者ごとの応募  
限度額の範囲内において各申込み

ロ

特別参加  
者第I  
非価格競争  
者第I  
非価格競争  
者第I  
非価格競争

特別参加者ごとの応募限度額を割り当てる。

六

イ  
発

入札競争  
価格競争  
入札競争  
価格競争  
入札競争

額七千万円で二兆二千六百九十四  
億七千万円特別会計に関する法律第  
四十六條第一項の規定に基づき  
発行した割引短期国債について  
は、額面金額で一兆八千六百九十  
五億円、財政法第七條第一項、  
財政融資資金法第九條第一項並  
びに特別会計に関する法律第八  
十條第一項、同條第四項、第九  
條第一項及び第二項、同條第十  
六條第一項の規定に基づき  
発行した政府短期証券に  
ついては、額面金額で三千九百  
九十億七千万円



十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十八年八月二十二日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	平成二十九年八月二十一日に
			償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に
			償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に